



平成 29 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 栄 電 子  
代表者名 代表取締役会長 染谷 英雄  
( J A S D A Q ・ コード 7 5 6 7 )  
問合せ先 取締役副社長兼管理本部長  
津 田 百 子  
(TEL. 0 3 - 6 3 8 5 - 7 2 4 0)

#### 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることを踏まえ、当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図るため、単元株式数の引下げを行うものです。

###### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

###### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(ご参考)

上記変更に伴い、平成 29 年 10 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

##### 2. 定款の一部変更

###### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	附則 <u>第8条の変更は、効力発生日である平成29年10月1日に効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は当該効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成29年10月1日

以上